## 総合評価落札方式等の見直し概要

令和4年3月 青森市総務部契約課

本市の総合評価落札方式(特別簡易型)、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事から、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

なお、詳細は、市ホームページ掲載の「総合評価落札方式の運用の手引き(令和4年 4月)」等を参照してください。

## 1 改定 総合評価落札方式の対象金額の引下げ

総合評価落札方式の対象金額を下記のとおり引き下げます。

変更前 変更後 設計金額 **3 千万円**以上の全業種 設計金額 **1 千 5 百万円**以上の全業種

## 2 価格以外の評価点に関する事前登録制の導入

総合評価落札方式の価格以外の評価点について、その一部を事前に任意登録できるようにし、登録日以降に公告された同方式による入札においては、登録された評価点を配点します。

これにより入札事務の負担軽減が図られるほか、記載間違いや書類不備等による減点を防ぐことができますので、積極的に活用してください。

### 〈対象工事〉

総合評価落札方式により入札を行う工事で、入札公告で示された工種が<u>「土木一式」</u> **又は「舗装」**であるもの。

#### 〈対象項目〉

- ①**企業の施工実績**の評価項目のうち、次に掲げる項目
  - ・平成24年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無
  - ・青森市発注工事の平成30~令和3年の工事成績の評定の平均点

### ②地域貢献の評価項目

- 災害協定締結の有無
- ・令和2年度以降における地域防災への協力体制の有無
- ・平成31年度以降における除雪業務の実績
- 連携除排雪協定締結の有無
- ・青森市の施策への貢献度

## 3 一部様式の省略

電子入札案件の際にご提出いただいている「条件付き一般競争入札参加申請書(様式 第1号)」を省略します。

#### 低入札調査制度及び最低制限価格制度の見直し 4

総合評価落札方式の対象金額の引下げに併せ、低入札価格調査制度及び最低制限価格 制度の対象金額を引き下げるとともに、低入札価格調査制度の数値的判断基準(失格基 準)を引き上げます。

## 〈対象金額〉

変更前		変更後
設計金額 <u><b>3 千万円</b></u>	$\Box$	設計金額 <b>1千5百万円</b>

# 〈数値的

数值的判断基準(失格基準)〉		
変更前		変更後
直接工事費の <u>86%</u>		直接工事費の <u>90%</u>
共通仮設費の 80%		共通仮設費の 80%
現場管理費の80%	<i>V</i>	現場管理費の 80%
一般管理費の 43%		一般管理費の 43%